

## 戦略会議・会議録概要

- I、日 時 平成28年9月9日(金) 午前9時30分～10時30分
- II、場 所 市長応接室
- III、出席者 市長、副市長、教育長、地方創生局長、政策推進部長、総務部長  
市民生活部長、街づくり部長、企画経営課長、地方創生局課長
- IV、概 要 「旧東大阪市・大東市清掃センター新田事業所跡地に関する基本協定」について

### V、内 容

「旧東大阪市・大東市清掃センター新田事業所跡地に関する基本協定」について

#### (1) 主な意見

##### 【副市長】

- 本日は「旧東大阪市・大東市清掃センター新田事業所跡地に関する基本協定」について、審議を行う。まず、市長よりご挨拶いただく。

##### 【市長】

- この戦略会議は、市の大きな方向性を定める、舵を切る、大きな節目と位置付ける会議と考えている。またこの案件については、長年の課題がようやく一つの形になってくるものである。どんな決定であれ、市民や議会からの大きな反響がある。その腹をくくるような決断を戦略会議で決定していくということを認識していただきたい。また今後の戦略会議においてもその心意気で臨んでいただきたい。

##### 【副市長】

- 平成22年3月に一部事務組合が解散してから6年半が経過している。この間、跡地の活用方法について、新田地元住民のみなさんや地元選出議員などから様々なご意見、ご要望をいただきながら、本市と東大阪市の間で協議を重ねてきた。
- また、本市を取りまく状況は、少子高齢化が進展していくなか、限られた財源で多様化・複雑化する住民サービスに対応していく必要があり、企業誘致などによる税収の確保、雇用の拡大などが求められている。そのため、新田跡地については、新田地域の工業の促進と前述の拡大を基本的な方針として交渉してきた。
- 本日はこれら活用についてと、直投施設の今後の在り方や購入について、一部

事務組合時に発生させた地下埋設物の補償などを取り決めた、基本協定書の締結についての議論に入りたい。

- お配りしている資料に沿って、地方創生局長より説明をお願いします。

#### 【地方創生局長】

- 資料1をご覧ください。昭和49年に一部事務組合が設立されて以来、平成22年3月に解散するまで、し尿処理施設として運営されてきた場所がここである。公共下水道の普及が進み、処理するし尿の量が大幅に減少したことで、現在の直投施設として運営を行っている。今後もこの施設については、当面は運営をしていくものと考えている。
- 一部事務組合が解散して以来、跡地の活用については、東大阪市と種々検討を行ってきたが、現在の東坂市政になり、収入の確保の一環として、企業誘致、雇用の拡大、新田地域の工業の促進を基本的な方針として、協議検討を進めてきた。この度、東大阪市と跡地活用及び土地売買についての協議が整ったため、その内容を取りきめる基本協定書を締結する運びである。
- 本日、本市では戦略会議を開催しているが、同日東大阪市でも庁議にて、この基本協定書に関して市としての方針決定を行う予定である。
- 二つ目の跡地活用については、①直投施設用地については、本市が時価で購入する。②地下埋設物については、当時一部事務組合解散時に決定した割合で互いに補償し合う。③直投施設以外の西側の土地については、東大阪市が民間等へ借地等で活用を行う。これらが基本協定書の内容となる。
- 参考までに、土地については土壌調査を行い地下埋設物が確認されている。その除去費用について、大東市が54%、東大阪市が46%を負担する。
- 支払いの方法は、10年間の分割払いとする。
- 説明は以上である。

#### 【副市長】

- 何かご意見があればお願いします。

#### 【理事兼政策推進部長】

- 協定書の締結ということだが、協定書の中身についても簡単に説明を。

#### 【地方創生局長】

- 第3条の(2)、直投施設として利用している土地3,119.96㎡については、大東市が購入し、それ以外は、東大阪市が民間に対して土地利用を図っていくことに

なる。これは売買契約を締結したのち、速やかに活用を図るものとしている。

- 負担割合については、第4条第8項、平成22年10月6日付け「東大阪市・大東市清掃センター解散後の残務事業に関する協定書」第3条に基づき、東大阪市の46%、大東市が54%を負担するとなっている。
- また第6条では、売買金額等については、10年以内の分割払いとするとしている。
- 第7条は、西側の東大阪市の民間に土地利用を図るにあたり、賃貸借を行った場合は、国有資産等所在市町村交付金法に基づき、大東市が交付金を受領することになる。現在は何も活用していないので、この交付金はない。
- 第8条は、本市が施設を廃止もしくは閉鎖し、用地を売却する場合は、東大阪市の買戻しの確認を行うとしている。協定書の概要については以上である。

#### 【市民生活部長】

- 第4条8項の平成22年10月の協定書の割合については、当初は大東市がすべて購入するという予定であったときに、決められたもの。方向が変わってきているが、この負担割合を適用するというだけでよいか。

#### 【地方創生局課長】

- 過去の累積し尿投入量に応じた割合となっており、今回においてもその割合を適用することになっている。

#### 【市長】

- 10年以内の返済条件は？均等払いなのか？均等払いを前提とするのではなく、歳入に見合った支払いになるよう、本市としての要望を伝えるべき。

#### 【地方創生局課長】

- 金利については、第6条第4項、財務省財政融資資金貸付金利としており、実際は現在0.1%。国庫補助金対象の利息と同じである。本市が起債を起こす場合の利率よりかはかなり低い。

#### 【地方創生局長】

- 均等払いとすると、固定資産税の入り状況により、収支に差が出てくる。

#### 【市長】

- こちらの条件、要望は伝えていくべきである。

#### 【教育長】

- 固定資産税の税収が見込まれるという話があったが、方針として「企業誘致、雇用拡大…」とあるが、協定書には「有効活用する」としかない。どのようにして、この方針を担保していくのか。

**【地方創生局長】**

- 協定締結後に、跡地活用についての条件を本市から東大阪市へ要望書としてあげていく予定。

**【教育長】**

- 地下埋設物の補償費については、協定書でどう規定されているのか。

**【市長】**

- 協定書から、そのことも読み取れないといけないのではないかと？お互いに補償し合うということが読み取れるのか？

**【地方創生局長】**

- 地下埋設物に関する詳細図面は協定書に添付することとしている。

**【総務部長】**

- 別項目を設けて、はっきり記載しておくべきではないか。

**【市長】**

- 「売買契約締結後、お互いの保有土地の処分費用を、負担割合に応じて補償し合う」という文言が必要ではないか。売買契約書には、詳細の記述を行うようにしていただきたい。
- 議会には丁寧な説明が必要。

**【教育長】**

- 今後の予定は？

**【地方創生局長】**

- 9月中に協定を締結し、10月には予算案を議会に上程。売買契約を早急に締結していきたい。

**【街づくり部長】**

- 民間が活用とあるが、方針として掲げている項目を満たせば、どのような業種でもよいのか？

**【地方創生局長】**

- 協定締結後の要望書において、誘致を望まない企業業種を指定し、要望していきたい。

**【理事兼政策推進部長】**

- 将来の直投施設の運営の見通しは？

【市民生活部長】

- 平成27年度末で、汲み取り世帯数が527件。この減少率で推移するとなると、平成33年度で285世帯まで減る見込みである。ただし、減少率は緩やかになってきており、世帯数はもう少し増える可能性はある。汲み取り世帯がなくなることはないため、直投施設は必要である。
- しかし、その施設のあり方については、今後他市の状況によるが、他市施設に本市が処理を委託するという方法もある。北河内各市はお互いの動きを見ている状況。

【副市長】

- それでは本日の議論について再確認する。本基本協定について一部修正はあるものの、これで決定する。ただし、売買契約等に詳細を入れるという条件付きにしたいと思う。これでよいか。

《一同異議なし》

【市長】

- 大変大きな決定である。地元住民への配慮、説明が今後必要。まだまだ歩みが始まったところ。今後も一丸となって、出てくる課題に対処し、メリットについては享受できるようにしていきたい。

(2) 決定事項

- 「旧東大阪市・大東市清掃センター新田事業所跡地に関する基本協定」について、締結するものとする。ただし、詳細については、売買契約書等に記載することを条件とする。

(以上)